

議会第 1 号

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

政府及び関係行政庁に対し、地方自治法第 99 条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和 6 年 6 月 26 日

提出者 塩尻市議会総務産業常任委員会
委員長 小 澤 彰 一

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

１９７９年（昭和５４年）に第３４回国連総会において、あらゆる分野で女性が性に基づく差別を受けない権利と平等の権利を保障する「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女性差別撤廃条約」という。）が採択され、日本がこの条約を１９８５年（昭和６０年）に批准してから３９年が経過した。

さらに１９９９年（平成１１年）には、条約の実効性を強化し、女性が抱える問題を解決するため「女性差別撤廃条約選択議定書」が国連総会で決議・採択され、２０２４年（令和６年）現在、条約批准１８９カ国中、１１５カ国が選択議定書を批准しているが、日本はまだこれを批准していない。

２０２４年（令和６年）発表の日本の「ジェンダー・ギャップ指数」は、１４６カ国中１１８位と主要７カ国では最下位となっている。加えて、コロナ禍により、学校の休業や保育所の休園、非正規雇用職員の雇い止めなど、特に女性の雇用や所得に与えた影響は大きい。

政府は、第５次男女共同参画基本計画で「女性差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」としている。

よって、国会及び政府におかれては、男女共同参画社会の実現に向けて、「女性差別撤廃条約」の選択議定書を批准し、国内法制を着実に整備されるよう強く求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

塩 尻 市 議 会